

令和5年第3回定例会議決結果

番号	議案名	結果
議案第39号	令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第40号	令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第41号	令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第42号	令和5年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第43号	令和5年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任
認定第1号	令和4年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	令和4年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について	原案認定
認定第3号	令和4年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について	原案認定
議長発議	議員定数・報酬・政務活動費調査特別委員会の設置について	原案可決
議長発議	議会改革特別委員会の設置について	原案可決

議案第39号 令和5年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,960 万 9,000 円を追加し、総額 243 億 9,092 万 3,000 円となりました。

歳入の主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びブルーツーリズム推進支援事業費補助金などによる国庫支出金の増 2,950 万 2,000 円、介護保険特別会計繰入金などによる繰入金の増 2,895 万 8,000 円、前年度繰越金の増 6,997 万 8,000 円を見込みました。

歳出の主なものとして、税還付金による還付金関係経費の増 1,267 万 9,000 円、鹿行広域事務組合負担金による老人保護措置事業の減 1,163 万 4,000 円、施設改修工事費による観光施設管理費の増 1,104 万 4,000 円、道路維持補修工事費による道路維持補修費の増 7,000 万円を計上しました。

2 地方債の補正について

市債は、排水整備事業を追加し、小学校施設整備事業について限度額を変更しま

した。

議案第40号 令和5年度鹿嶋市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、歳入として、繰入金 12 万円を減額し、国庫支出金 12 万円を見込みました。

歳出として、国民健康保険事業費納付金中医療給付費分 1,000 円を計上し、国民健康保険事業費納付金中後期高齢者支援金等分 1,000 円を減額しました。

議案第41号 令和5年度鹿嶋市介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 754 万 4,000 円を追加し、総額 49 億 736 万 5,000 円となりました。

歳入として、国庫支出金 49 万 7,000 円、繰越金 1 億 704 万 7,000 円を見込みました。

歳出として、積立金 4,678 万 1,000 円、諸支出金 6,076 万 3,000 円を計上しました。

議案第42号 令和5年度鹿嶋市下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額から、営業費用 987 万 2,000 円を減額し、総額 14 億 5,280 万円となりました。

資本的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額から、建設改良費 175 万 5,000 円を減額し、総額 12 億 2,809 万 9,000 円となりました。

議案第43号 令和5年度鹿嶋市水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収支については、既定の収入予算総額に増減はありませんが、既定の支出予算総額に、営業費用 929 万 8,000 円を追加し、総額 17 億 5,420 万 5,000 円となりました。

議案第44号 鹿嶋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴い、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の措置に関する事務に個人番号を利用するため、条例の一部を改正するものです。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

1 本宮 和子（再任）

長年にわたり公民館に勤務し、様々な公民館活動を通じて地域活動をけん引してきました。地域の実情を細かに把握し、平成21年1月1日に鹿嶋市人権擁護委員に就任して以来、公正な立場で相談に応じ、必要な法律上の知識習得に努めるなど、積極的な活動をしています。

2 松岡 みち子（再任）

人格識見が高く、小学校教諭として長年にわたり児童・生徒の健全育成に尽力してきました。地域の実情にも通じており、平成30年1月1日に鹿嶋市人権擁護委員に就任して以来、公正な立場で相談に応じ、必要な法律上の知識習得に努めるなど、積極的な活動をしています。

3 黒沢 正明（新任）

昭和56年に鹿島町役場（当時）に入庁し、市制施行後、市民協働部長や教育委員会事務局長として市行政運営に手腕を発揮してきました。在職中は、人権教育や男女共同参画に関する業務を担当し、多くの研修を通じて幅広い知識と識見を有しています。

認定第1号 令和4年度鹿嶋市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度鹿嶋市下水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和4年度鹿嶋市水道事業会計決算認定について

令和4年度の鹿嶋市一般会計及び特別会計、鹿嶋市下水道事業会計並びに鹿嶋市水道事業会計の決算について、認定を求めるものです。

議員定数・報酬・政務活動費調査特別委員会の設置について

議会に求められる役割と責任を十分に果たしていくための、適正な議員定数、議員報酬及び政務活動費について調査研究を行うため、議員定数・報酬・政務活動費に係る特別委員会を本市議会に設置するものです。

議会改革特別委員会の設置について

鹿嶋市議会基本条例の基本理念等の実現に向けて、市民に開かれた議会、自立した議会、効率的な議会を念頭に一層の議会改革を推進するため、議会改革に係る特別委員会を本市議会に設置するものです。